- 〇 主文
- 一 被告A、同荒川建設株式会社は新潟県岩船郡荒川町に対し、各自金一〇〇〇万円およびこれに対する昭和四七年三月八日から支払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 原告らの被告A、同荒川建設株式会社に対するその余の請求を棄却する。
- 三 原告らの被告新潟県岩船郡荒川町町長に対する訴えを却下する。
- 四 訴訟費用はこれを三分し、その二を原告らの負担とし、その一を被告A、同荒 川建設株式会社の負担とする。
- 五 この判決は第一項に限り仮に執行することができる。
- 〇 事実
- 第一 当事者の求めた裁判
- ー 請求の趣旨
- 1 被告A、同荒川建設株式会社(以下「被告荒川建設」という。)は新潟県岩船郡荒川町(以下「荒川町」という。)に対し、各自金三五五一万二八二五円およびこれに対する昭和四七年三月八日から支払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。
- 2 被告新潟県岩船郡荒川町町長(以下「被告荒川町町長」という。)が、荒川町と被告荒川建設との間で昭和四五年一二月七日に締結された前坪団地宅地造成工事(以下「本件工事」という。)の請負契約に関連して、荒川町において被告A、同荒川建設に対し不法行為または債務不履行による金三五五一万二八二五円の損害金債権を有しているにもかかわらず、その行使を怠つていることが違法であることを確認する。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 第1項につき仮執行の宣言。
- ニ 請求の趣旨に対する答弁
- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 第二 当事者の主張
- ー 原告らの請求原因
- 1 被告荒川建設は土木・建築工事の請負等を営業目的とする会社であるが、昭和四五年一二月七日、荒川町の注文により、本件工事(荒川町・前坪地区の主として田地二九、〇〇〇平方メートルを一・二メートル盛土して宅地に造成しようとするもの)を金五八三二万円で請負い、翌四六年六月ごろ、これを完成して引き渡し、右代金の支払を受けた。
- 2 本件工事が施行された当時、被告Aは荒川町の町長の職にあつた者であり、一方、被告荒川建設は被告Aが個人で始めた事業を株式会社組織に改組したものであって、昭和三八年一一月に町長に就任するまでは被告Aがその代表取締役であった。しかし、その後も、被告荒川建設の役員は、代表取締役が妻のB、専務取締役が長男のC、常務取締役が娘婿のD、残りの一名の取締役がE、監査役がFとい其合にすべて被告Aの親族ないし一族によつて占められ、実際上は、被告Aが営業、経理、その他会社業務のすべてにわたつてワンマン的支配を及ぼしていた。このような事情があるところ、被告Aと被告荒川建設とは通謀のうえ、同被告会社において本件工事を高い価額で請負い、巨利を博することを企図し、次のような手段・方法を弄してこれを実行に移したものである。
- 一般に地方公共団体は、その施行する土木・建築工事等の請負人を選定するに当っては、専門の業者による競争入札の方法をとつている。この場合、地方公共団体を、予めその内部において工事の設計と工事費用の積算を行ない、落札予定価格と、落札予定価格と同等か、その入札価格が最上である業者が落札としての立場を、ところが、被告Aはその取り、をして、競争の担当職員に指示して本件工事におる。まる土量を水増しした、である土量においてとった方法の第一は、盛土に使用する土量は、昭和国ととる。すなわち、一般に本件のような埋立工事において使用する土量は、昭和国ととる。すなわち、一般に本件のような埋立工を使用する土量は、昭和国ととをいる。まずなわち、市地山の土量で表示はすべて地山の土量で表示はある土砂が掘りにある土砂が掘り前されると、のような状態にある土砂が掘り崩されると、

その体積はもとのそれの一・二五倍となるが、これが工事現場に投入され、再び締め固められると、もとの体積に復するわけである。したがつて、本件工事において使用される土量を地山の土量で表示すれば、造成予定地の面積二九、〇〇〇平方メ - トルに盛土の高さー・ニメートルを乗じて算出した三四、八〇〇立方メートルと なるわけである。ところが、荒川町において積算した土量は、さらにこれに一・ 五倍した四三、五〇〇立方メートルとされている。つまり、ここで使用土量が二五 パーセントほど水増しされているのである。次にその方法の第二は、本件工事には 「洗い砂(購入砂)」を使用することとし、その単価を一立方メートル当り金一〇〇円と見積つたことである。「昭和四四年度設計単価表・新潟県土木部」によれ ばここに「洗い砂」というのは同単価表に「骨材」として掲げられているもののこ とであり、通常、これはコンクリート用に使用されるものであつて、埋立工事に使 用されるものではない。右単価表では、本件のような埋立工事に使用する土砂は 「山代」として「骨材」とは別に掲げられている。ところで、一般的にいつて一立 方メートル当り金一〇〇〇円もする高価な「洗い砂」が宅地造成工事に使用される ということは常識的に考えられないことであり、右工事に使用する土砂は「山代」で十分であつて、その一立方メートル当りの価格は当時で金二九四円程度であつた。そして、当時、「山代」を採取できる地山は荒川町周辺には何か所もあつたの であり、荒川町においてその意思さえあれば容易に右地山の存在を確認できた筈で ある。のみならず、新潟県土木部はその出先の土木事務所を通じて県内の地山(通 称「土取場」という。)についてその状況を完全に把握しており、公共事業のため それに関する資料の提供を求めれば、最大限の便宜を図つてくれていたのに、本件 工事の設計に際し、荒川町は右資料の提供さえ求めていない。以上のとおり、本件 工事には高価な「洗い砂」など使用する必要は全くなかつたのであり、このこと は、被告荒川建設が本件工事において実際に使用した盛土材料は残土、がれきと呼 ぶにふさわしいものであつて、「洗い砂」が使用されたとは見られない粗末な工事 仕上りであることに徴しても明らかである。第三に、その結果として、本件工事に かかる営繕損料・現場管理費・一般管理費等の間接費用も不当に高額に見積られ た。というのは、これらの間接費用は一般に直接費用に一定の割合を乗じて算出さ れるので、直接費用が高額となれば、間接費用もこれに連動して高額となる筋合だ からである。

以上の結果、荒川町の内部において算出した本件工事にかかる設計金額は金六〇一 二万三〇〇〇円であり、荒川町はこれをもとにしてその一部を減じた金五八二三万 円をもつて落札予定価格とした。しかしながら、この落札予定価格は前記のような 方法で水増しした設計金額をもとにしたものであり、これを正常な方法で積算した 場合、その金額は金二二八〇万七一七五円とするのが相当であるから、右落札予定 価格においても金三五五一万二八二五円が水増しされていることになる。

(二) 落札予定価格の漏洩 地方公共団体がその施行する土木・建築工事等につきその内部で独自に工事の設計をし、工事費用を積算して落札予定価格を定めるのは、入札に参加する業者の談合により落札価格が不当に引き上げられることを防止し、工事が適正な価格で落格である。そうだとすれば、落札予定価格は少くとも落札者が決定するまでは一切外部に漏れてはならない性質のものである。ところが、本件において、被告荒川建設が落札した価格は金五八三二万円であつて、これは荒川町が事前に定めた落札予定価格と寸分違わないのである。このことは被告荒川建設が予め右落札予定価格を知つていたことを意味しており、被告Aと被告荒川建設間の前記のような特別な関係からすれば、事前に被告Aが被告荒川建設に対して右落札予定価格を漏らしたことは明らかである。

(三) 被告荒川建設を中心とする業者間の談合

本件工事については指名競争入札の方法が採用され、荒川町において指名した八名(社)の業者が入札に参加し、一回で落札者が決まらなかつたので(いずれの業者の入札価格も落札予定価格を超えている。)、三回にわたつて入札が行なわれた。このときの各業者の入札価格は、第一回目において最高額が金五九八〇万円、最低額が金五九三六万円、最低額が金五九三二万円、第三回目において最高額が金五九二六万円、最低額が金五八三二万円の明三回目の入札において被告荒川建設が落札予定価格と同額で落札者となる。これからすれば、本件工事については、外形上は業者間の競争入札の結果、被告荒川建設がその落札者になつたようにみえるが、右にみるように各国における各業者の入札価格は最高額と最低額との間にさえ数一〇万円の開きしかないほ

ど接近しているところ、本件工事程度の規模のもので、本件のように入札に参加す る業者の指名と入札の実施日との間に数日しかなく、しかも、工事の具体的内容は 入札の当日その場で説明するというような場合、各業者の入札価格が右のように接 近するということは通常考えられないことである。また、各回の各業者の入札価格 をみると、いずれも前回のそれをおおむね金五〇万円ほど引き下げたものとなつて おり、その間には業者同士の競争の跡がみられず、被告荒川建設がいずれの回にお いても「一番札」(最低額)を入れ、最終的には落札予定価格と同額で落札者となっている。これらの事実からすれば、本件工事にかかる入札に関しては、被告荒川 建設を中心にして同被告会社を落札者とするための談合が行なわれたことは明らか であり、被告Aは被告荒川建設との前記のような特別の関係から予め談合が行なわ れることを知りながら落札予定価格を漏らしたものである。

以上のようにして、被告荒川建設は本件工事を金五八三二万円という法外な価格で 請負ったのであり、当時における本件工事の適正な請負価格は金二 二八〇万七一七 事を金二二八〇万七一七五円程度の費用で施行することかでさたのに、夫際には並 五八三二万円の費用の支出を余儀なくされ、その差額に相当する金三五五一万二八 **ニ五円の損害を蒙つたわけである。** 

また、仮に、被告Aにおいて荒川町の内部における本件工事の設計および工事費用 の積算につき町役場の担当職員に特別の指示を与えたことはなく、また被告荒川建設に対して落札予定価格を漏したことはないとしても、被告Aは、担当職員が割り出した落札予定価格が不当に高額であることに容易に気付いた筈なのに、漫然とこれた著札予定価格が不当に高額であることに容易に気付いた筈なのに、漫然とこれた れを承認したのであつて、この点に同被告の過失がある。そして、その後、右落札 予定価格が何らかのルートで指名業者に知れ、業者間の談合を誘うことになつたの であるから、被告Aは過失による不法行為責任を免れない。

仮に、本件工事に関して被告荒川建設に対する不法行為責任が認められないと しても、同被告会社には荒川町との請負契約上の債務不履行の責任がある。すなわ ち、同被告会社が荒川町から請負つた本件工事の内容は、造成予定地内に一立方メ ートル当り金一○○○円の高価な「洗い砂」を四三、五○○立方メートル投入して これを宅地に造成するというものである。ところが、同被告会社は実際には一立方 メートル当り金二九四円以下の土砂を三四、八〇〇立方メートル以下しか使用して おらず、一部には他の工事によつて生じた残土やがれき・石などが使われている。 同被告会社が施工したこの工事は金二二八〇万七一七五円以下のものであり、その ため荒川町はこれと請負代金五八二三万円との差額金三五五一万二八二五円の損害 を蒙つた。

4 以上のとおり、荒川町は被告Aおよび被告荒川建設に対し金三五五一万二八二 五円の損害金債権を有しているところ、被告荒川町町長はこれを行使しようとせ ず、町の財産の管理を怠つている。

原告らは荒川町の住民であるところ、昭和四六年一二月四日、荒川町監査委員 会に対し、右怠る事実を改め、被告Aおよび被告荒川建設に対し右損害金を請求す べきであるとして監査を求めたのであるが、同委員会は昭和四七年二月一日、原告 らに対しその請求には理由がない旨の通知をした。

よつて、原告らは、被告A、同荒川建設に対し、同被告らにおいて荒川町に対し各 自前記損害金三五五一万二八二五円およびこれに対する訴状送達の翌日である昭和 四七年三月八日から支払ずみまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金を支 払うことを、被告荒川町町長に対し、前記怠る事実の違法確認を、それぞれ求め る。 二

請求原因に対する答弁

請求原因第1項の事実は工事の完成、引渡しの時期を除いて認める。 1

2 同第2項の事実のうち、本件工事が施行された当時、被告Aが荒川町の町長の職にあつたこと、被告荒川建設の沿革および昭和三八年一一月町長に就任するまで 被告Aがその代表取締役の職にあつたこと、被告Aと被告荒川建設の代表取締役そ の他の役員の地位にある者らとの身分関係、ならびに本件工事につき荒川町がその 内部において行なつた工事の設計および工事費用の積算において埋立に使用する土 砂の数量、材質および単価が原告主張のとおりとされ、落札予定価格が金五八三二 万円と定められたことはいずれも認めるが、地方公共団体がその施行する土木・建 築工事等の請負人を選定する方法・手続および予め落札予定価格を定めおくことの 趣旨・目的を除くその余の事実は否認する。

-般に地山の土量で表示された一立方メートルの土砂は、これを掘り崩すと、その 体積は一・二五倍に増えるが、再び現場に投入して締め固めると、土砂の種類によ り多少の差異はあるものの、○・九立方メートルになる(これを「変化率」とい う。)とされている。そのため埋立工事においては、予定の高さより一〇パーセン トほど余分に土砂を盛り上げるのが通常である。また、埋立予定地の地盤によつては、盛土したあとで地盤が沈下し(その度合を「沈下率」という。)、地面が予定の高さに達しなくなることはよくある現象である。本件工事における造成予定地二九、〇〇〇平方メートル、はそのほとんどが田と畑であり、そのうち湿田が一四、九〇〇平方メートル、それよりやや程度のよい準湿田が七、八〇〇平方メートルでも、九〇〇平方メートルででは、「第四の名れば三〇ない」 ある。一般に湿田の沈下率は三〇パーセント、準湿田のそれは二〇ないし一〇とさ れているので(昭和四四年災害復旧事業標準歩掛表・新潟県農地部参照)、荒川町 では現場の状態を調査した結果をもとにして湿田の沈下率を二五パーセント、準湿 田のそれを二〇パーセント、その他の部分については沈下のおそれはないものとし て造成予定地全体の沈下率を一五・一パーセントとしたのである。本件工事の設計 および工事費用の積算において、荒川町が埋立てに使用する土量を算出するのに、 造成予定地の面積に盛土の高さを乗じて算出した数量に、さらに一・二五倍したの は右変化率一〇パーセント、沈下率一五パーセント、計二五パーセントを見込んだ からであり、この土量計算の方法は今日一般に是認されているところである。 次に本件工事の設計および工事費用の積算において荒川町が埋立に使用する土砂の 材質を「洗い砂(購入砂)」とし、その一立方メートル当りの価格を金一〇〇〇円 としたのは以下のような理由からである。すなわち、一般に埋立工事の設計および 工事費用の積算をするには二つの基準がある。その一つは盛土材料として「山代」 を使用する場合であり、他の一つは「洗い砂(川砂、購入砂)」を使用する場合で ある。そして、盛土材料として「山代」と指定する場合には、予め注文者側におい てその所有者から買い取るなどしてこれを採取する地山を確保するのが通常であ る。荒川町においては、本件工事の設計および工事費用の積算の作業を進める過程 で地山の確保に努めたのであるが、工事現場からニキロメートル以内の地域内には 四〇、〇〇〇立方メートル以上の「山代」を採取でき、しかも、これを現場まで搬入するための道路が存在することという条件を満たす地山を見出すことはできなかった。と同時に、本件工事はその財源を全額起債によつていたこと、そのためには起債計画書を昭和四六年工月末日はでに新潟県知事あてに提出しなければならなか つたこと、また、当時、荒川町には同年三月から前坪団地の一部分譲を開始し、収 入財源とする財政上の必要があつたことなどの事情から、工事の完成を急ぐ必要が あり、当初の予定では、工事は昭和四五年一二月に注文し、翌四六年二月中には完 成することにしていた。そのため、所有者との買収の交渉など地山の確保のために 長期間を費すことはできず、また、右工事予定期間は丁度積雪期に当るため、仮に頃合の地山が確保できたとしても、その掘崩しが困難であった。加えて、「山代」 はこれを採取する場所の如何によつては、運搬関係の諸費用が嵩み、必ずしも「洗 い砂」より安いとは限らない。したがつて、荒川町が本件工事につき盛土材料とし て「洗い砂」を使用することを前提として設計および工事費用の積算をしたのは当 を得た措置であつて非難される筋合のものではない。

被告荒川建設は、八名(社)の業者による指名競争入札の結果、本件工事を落札して請負つたのであり、随意契約によつて請負つたのではないのであるから、本件工事を請負うことに関して原告ら主張のような被告Aと被告荒川建設との通謀による不法行為が成立する余地はない。

3 同第3項の事実は否認する。

被告荒川建設は、荒川町から示された設計どおりに本件工事を施工したばかりか、一部に「洗い砂」よりも高価な栗石、玉石等を使用して地盤の安定を図つている。 このように被告荒川建設が施工した工事は設計以上に質の高いものであつて、何ら 非難を受けるいわれはない。

4 同第4項は争う。

被告荒川町町長が原告ら主張の損害金債権の行使をしないとしても、このことは地方自治法二四二条第一項にいう「財産の管理を怠る事実」には該当しないから、原告らの被告荒川町町長に対する請求は理由がない。

5 同第5項の事実は認める。

ただし、地方自治法第二四二条の二、第一項第四号に基づく住民訴訟は、普通地方公共団体の「当該職員」に対する損害賠償等の請求について認められるものであつ

て、「当該執行機関」に対する請求は右法文上明白に除外されており、住民訴訟の対象とはなり得ないところ、原告らの被告Aに対する請末は右後者に当るから、この点に関する訴えは不適法である。

第三 証拠(省略)

〇 理由

二 落札予定価格の決定とその金額の当否

いずれも成立に争いのない甲第一〇号証、第一二号証の一、二、乙第三号証、証人 Hの証言とこれにより真正に成立したと認められる乙第五号証の一、二、証人Gの 証言によれば、次の事実が認められる。すなわち、

1 指名競争入札の実施に先立ち、荒川町では本件工事の落札予定価格を金五八三 二万円と定めた。これを定めるについて、荒川町では独自に工事の設計と工事費用の積算を行ない、設計金額(工事費用の見積額)を金六〇一二万三〇〇〇円と割り出した。右落札予定価格はこの設計金額から金一八〇万三〇〇〇円を減じたものとして定められたものである。
2 ところで、荒川町において工事の設計および工事費用の積算の事務を担当した

2 ところで、荒川町において工事の設計および工事費用の積算の事務を担当したのは町役場職員のHである。Hはまず、その基礎資料を得るため、造成予定地の面積および地盤の高さを測量し、地盤の状態(強弱)を調査した。その結果判明したのは、造成予定地の面積は二九、〇〇〇平方メートル、土盛りを要する高さは平均して一・二メートル、造成予定地のうち、湿田は一四、九〇〇平方メートル、準湿田は七、八〇〇平方メートル、乾田その他が六、三〇〇平方メートルというものであつた。

の3 そこで、Hは右基礎資料をもとにして工事の設計および工事費用の積算を行ない、設計金額を金六〇一二万三〇〇円と割り出したのであるが、その骨子とないたのは次の三点である。まず、その第一は、埋立てに使用する盛土材料を「洗い砂(川砂、購入砂)」としたことである。その第二は、埋立てに要する砂の数量を方とである。その第二は、埋立てに要する砂の数量を方とであるについて、造成予定地の面積に盛土の高さを乗じた数量三四、八〇〇〇本をであるにである。というち、二度目に乗じた一・二五という数値は、造成地に投入された砂が日本である。経過に伴いそれ自体締め固められ(圧密)で体積を減ずる割合、いわゆる変化である。といわゆる沈下率を一五パーセントと見込み、両者を合したものである。その第三は、盛土材料として使用する「洗い砂」について工事現場にである。

以上の事実が認められ、これに反する証拠はない。

そこで、右のようにして定められた落札予定価格が相当なものであつたかどうかについて検討するのに、原告らはまず、盛土材料として、一般に使用されている「出代」ではなく「洗い砂」を使用することにしたことが落札予定価格を水増しする積法の一つとされたと主張する。たしかに、埋立工事の設計およびその工事費用の高について、盛土材料として「山代」よりも良質の「洗い砂」を使用することとした場合、設計金額が「山代」を使用することとした場合より割高と質のもは自明の事柄である。しかしながら、これは盛土材料として価格の高い良質のもがは使用されることを前提としたからであつて、この場合、設計金額そのものが水増したれるものでないことは多言を要しない。したがつて、原告らの右主張は、対料として「山代」ではなく「洗い砂」を使用することとした設計上の選択の当

の問題であつて、落札予定価格が相当なものかどうかということとは直接関連のないことである。もつとも、弁論の全趣旨に徴すると、この点について原告らは、被 告Aと被告荒川建設とが通謀のうえ、本件工事においては、実際には盛土材料とし て「洗い砂」など使用しないのに、被告Aがその町長としての立場を利用して町役 場の担当職員をして「洗い砂」を使用するものとしての設計金額を算出させ、 を水増ししたとも主張するもののようでもあるが、かかる事実を認めるに足りる証 拠はない。 次に成立に争いのない甲第四九号証の一ないし三によれば、一般に土木工事におい て使用する土砂の数量(土量)を表示するには、(1)地山(土砂がその存在する 場所で自然に締め固められた状態にあるもの)の土量をもつてする方法、 (2) ほ ぐした土量(地山を掘り崩した状態のもの)をもつてする方法、 (3)締め固め後 の土量(ほぐした土砂を工事現場に投入し締め固めた後の状態)をもつてする方 法、の三種類があり、従来の土量の積算においては、「ほぐした土量」がその基本 となっている場合が多かったこと、しかし、「ほぐした土量」がでめ墨本となっている場合が多かったこと、しかし、「ほぐした土量」は実際に測定することが困難であるため、その後、国や地方公共団体が施行する土木工事においては、土量の表示はすべて「地山の土量」をもってすることとされたこと、ところで、一般に土砂はそのおかれた状態によってその体積を変化させるものであり、「地山の 「ほぐした土量」および「締め固め後の土量」との間には、それぞれの土 砂の種類によつて差異はあるものの、大体において「地山」の土砂一を掘り崩すと その体積は一・二五となり、これを工事現場に投入して締め固めると〇・九となる (これを「土量の変化率」という。)とされていること、ただ、実際に土量の変化率を定めることは極めて困難なので、右の数値を適用するに当つては、現場の土質、工事の施工法、施工規模の大少等を参考とする必要があること、が認められる ところ、証人Hの証言によれば、荒川町が本件工事に関して積算した埋立に必要な 土量四三、五〇〇平方メートルは「ほぐした土量」で表示したものであることが認 められる。以上の事実によれば、本件工事において埋立てに必要な土量は、 「地山の土量」で表示するとすれば、原告らのいうように造成予定地の面積に盛土 の高さを乗じた三四、八〇〇立方メートルとなるわけであるが、「ほぐした土量」で表示した場合にはこれでは足りず、さらにこれに土量の変化率を乗じたものでなければならないことは明らかである。この点について証人Hの供述するところによれば、荒川町がした積算においては、盛土材料として使用されるのが「洗い砂」である。これは、荒川町がした積算においては、盛土材料として使用されるのが「洗い砂」である。 あること、造成予定地の大部分が湿田もしくは準湿田であることなど、盛土材料の 種類・性質および現場の土質等を考慮して、土量の変化率(地盤の沈下率を含 む。)を一・二五と見込み、これを適用したというのであり、前認定の事実に照らすと、荒川町が積算した四三、五〇〇立方メートルの土量は、これが「ほぐした土 量」で表示されたものとする限り相当なものであつて、原告らのいうように水増し されているということはできない。 ところで、次に工事費用の積算において荒川町が「洗い砂」一立方メートルの工事 現場渡しの価格を金一〇〇〇円としたことは前認定のとおりであるところ、前示甲第一〇号証によれば、荒川町の積算においては、右単価を「ほぐした土量」で表示 した土量四三、五〇〇立方メートルに乗じて盛土材料の価格を金四三五〇万円と算 定したことが認められる。そして成立に争いのない乙第四号証の一ないし三に弁論 の全趣旨を合わせると、荒川町の積算において、「洗い砂」一立方メートルの価格を金一〇〇〇円としたのは、「昭和四五年度土木工事標準設計単価表・新潟県土木部」中「村上土木事務所管内石材単価表」に荒川町地区における砂一立方メートル の価格が金一〇〇〇円として掲げられているところからこれを採用したものである ことがうかがわれる。しかしながら、国や地方公共団体が施行する土木工事におい ては、土量の表示はすべて「地山の土量」をもつてすることとされたことは前認定 のとおりであり、これに鑑定人Iの鑑定の結果を合わせると、右単価表に掲げられ であってあり、これに温足人工の温足の相来で占わせると、石羊曲及に掲げられている「砂一立方メートル」当りというのは「地山の土量」で表示された「砂一立方メートル」のことをいうものと解することができる。そうすると、この単価を採用して盛土材料の価格を算定する場合には、これを乗ずべき土量は「地山の土量」で表示されたものでなければならない筋合である。したがつて、本件の場合、盛土 材料の価格は「地山の土量」で表示された土量三四、八〇〇立方メートルに右単価 を乗じて金三四八〇万円と算定されるべきであるのに、荒川町の積算においては、 これが「はぐした土量」で表示された土量四三、五〇〇立方メートルに乗じられて 盛土材料の価格が算定されているため、結果的にこれがその差額金八七〇万円ほど

余分に見込まれているということができる。そして、前示甲第一〇号証によれば、

このことは営繕損料、現場管理費および一般管理費などの他の費用項目の金額にも関連することは明らかであり、盛土材料の価格を金三四八〇万円とした場合、営繕損料において金七万八〇〇〇円、現場管理費において金七四万七〇〇〇円、一般管理費において金一一三万一六八八円低減することは計算上明白である。そうだとすると、荒川町において算定した本件工事にかかる設計金額は計金一〇一八万八〇〇〇円ほどが過大であり、設計金額から金一八〇万円ほどを減じて定められた落札予定価格もまたおよそ金八四〇万円ほど割高となつており、その限度では妥当性を欠いているということができる。

三 指定業者間の談合

いずれも成立に争いのない甲第一一、第一二号証の各一、二、第一三号証、第一四号証の一ないし八、第一五号証の一ないし九、第一六号証の一ないし七、第一八号証、第二〇号証の一ないし三、第二二、第二三号証および証人G、同Jの各証言によれば、次の事実が認められる。すなわち、

は、ポーンで配め、ないし、ポーー、ポーーを配合の証人は、同じの合証言によれば、次の事実が認められる。すなわち、 1 入札を実施するに当つて、荒川町はこれに参加する土木・建築業者を指名し、昭和四五年一二月二日、それぞれの業者に対しその旨および入札実施の日時・場所等を通知した。その際、指名された業者は、株式会社本間組、清水建設株式会社、前田建設工業株式会社、株式会社大林組、被告荒川建設、株式会社水倉組、株式会社石井組および五洋建設株式会社の八名(社)である。

2 そして、荒川町は事前に町役場に設計図書(荒川町の内部で作成した工事設計書のうち工事費の見積額を伏せたもの、いわゆる「単抜設計書」)を備えおき、指定業者の閲覧に供した。そのうえ、入札実施の日である同年一二月七日には指定業者に対してまず現場への参集を求め、係員が造成予定地の面積、埋立てに必要な土量およびその土質等について説明したあと、町役場で入札を実施した。 3 人札は、一回では落れるが決定しなかつたのに、落れ予定価格と同等またはそれる。

3 人札は、一回では落札者が決定しなかつたので(落札予定価格と同等またはそれ以下で入札する者がいなかつた。)、前後三回にわたつて実施された。各指定業者の各回における入札価格は次のとおりである。すなわち、(1)第一回目、

(株)本間組金六〇三〇万円、五洋建設(株)金六〇二六万円、清水建設(株)金六〇二五万円、(株)大林組金六〇二〇万円、前田建設工業(株)金六〇一七万円、(株)水倉組金六〇一三万円、(株)石井組金六〇一〇万円、被告荒川建設六九七三万円、前田建設工業(株)金五九七一万円、清水建設(株)金五九七〇万円、(株)石井組金五九六七万円、(株)本間組金五九六五万円、(株)大林組金五九六〇万円、被告荒川建設金五九五〇万円、(3)第三回目、(株)本間組金五九二六万円、(株)水倉組金五九二三万円、(3)第三回目、(株)本間組金五九二六万円、(株)水倉組金五九二三万円、(株)金五九二〇万円、前田建設工業(株)金五九一八万円、清水建設(株)金五九一六万円、(株)石井組金五九一五万円、(株)大林組金五九一二万円、被告荒川建設金五八三二万円。このようにして被告荒川建設は落札予定価格と同額で落札者となり、その日に荒川町から本件工事を請負つたわけである。

以上の事実が認められ、これに反する証拠はない。

り、各回ごとにかなりの変動があるとみるのが自然である。ところが、本件においては、右のような各回ごとの入札価格による業者の順位には大きは、三回目の入札価格においての第三は、三の目の入札価格に荒川町において定めた落札予定価格を五八三における被告荒川建設の入札価格となったとの第三は出るである。ところが、本件においては、そこには公正な競争が行なわれた形跡が存しなである。ところが、本件においてが存しての第三に右の大きには、三の一人を適当を表現したとのである。とのである。とのであるというにより、大きには、一般に対してであるという。とのでは、一般に対してであるというようでは、一般に対してであるというよりには、これがいるである。以上説示したところが、被告荒川建設を落札の間にといるがである。以上説示したところが、被告荒川建設である。以上説示したところが、被告荒川建設である。前後三回に必要に、一般に対している。

四 落札予定価格の漏洩と荒川町の損害

本件工事が施行された当時、被告Aが荒川町の町長の職にあつたことは当事者間に 争いがない。ところで成立に争いのない甲第六号証、証人」の証言および原告K本 人尋問の結果ならびに弁論の全趣旨によれば、被告荒川建設は新潟県岩船郡荒川町 大字佐々木七三八番地に本店をおく資本金一五〇〇万円の会社であり、土木・建築 したものであり、昭和三八年一一月に荒川町の町長に就任することになつて辞任す るまで、被告Aがその代表取締役であつたこと(ただし、この点はおおむね当事者 間に争いがない。)、しかし、その後も、同被告会社は、その代表取締役に被告A の妻B、専務取締役に長男のC、常務取締役に娘婿のD、取締役に長男の妻である E、監査役に娘のFを当て、すべて被告Aの一族によつて運営されており、本件工 事のほかにも県営住宅建設用地造成工事、県立村上高校荒川分校用地造成工事、町 立体育館建設用地造成工事など、荒川町で施行する土木工事のほとんどを手がけていること、が認められ、これに反する証拠はない。これによれば、被告荒川建設 は、元来、被告Aを中心とした同族企業であり、町長就任を機にその役員を辞した とはいえ、そのあとの役員構成からして、被告Aがその経営の実体に通じ、会社運 営について大きな影響力を有していたであろうことは推認するに難くないところで ある。そして、一方、成立に争いのない甲第一二号証の一、二によれば、本件工事 にかかる落札予定価格を金五八三二万円とすることは、被告Aが町長としての職権 に基づいて決定したものであることが認められるのであり、落札予定価格は、その 性質上、少くとも工事請負人が決定するまでは町役場の内部においても事務担当以 外の者に対しては秘匿されておかれるべきものであることを考えると、ほかに特段 の事情が認められない以上、被告荒川建設が入札の実施以前に既に落札予定価格を 知つていたのは、被告Aからこれを明かされたからであり、被告Aは、被告荒川建 設との右認定のような関係からして、これを知つた同被告会社が最も有利な価格で本件工事を落札するため他の指定業者に働きかけて談合することを知りながら、あ えてこれを漏洩したものと推認せざるを得ない。

できれば、被告所は、 できれば、被告所は、 できなで、被告、 できなで、 できないで、 できるの、 できないで、 できない。 できないで、 できないで、 できないで、 できないで、 できないで、 できないで、 できないで、 できない。 できないで、 できないで、 できないでは、 できないできないでは、 できないでは、 できないできないでは、 できないでは、 できないではないでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 できないではないではないではないではないで 使用する場合の設計金額は金四六三九万三〇〇〇円であることが認められ、これを 荒川町が算定したものと比較すると、設計金額において約金一四〇〇万円、落札予 定価格において約金一二〇〇万円、右鑑定人の鑑定の結果の方が低くなつている。 これらの事実からすれば、本件工事について指名業者による公正な競争入札が行な われたとした場合、これによつて形成される落札価格は、荒川町において定めた落 札予定価格および被告荒川建設の落札価格よりも少くとも金一〇〇〇万円は低いも のであろうと推認できるのであり、したがつて、被告A、同荒川建設は荒川町に対 し共同不法行為者として各自右金一〇〇〇万円およびこれに対する不法行為の後 (訴状送達の翌日)である昭和四七年三月八日から支払ずみまで民事法定利率年五

分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。 そして、原告らがく地名略>の住民であるところ、同町監査委員会に対しその主張の監査請求をしたのに対して、同委員会がこれを理由がないとして排斥したことは当事者間に争いがないから、原告らは、荒川町に代位して被告A、同荒川建設に対し右損害賠償の請求をすることができるというべきである。なお、被告らは、「町長」という地方公共団体(町)の執行機関に対する損害賠償等の請求は住民訴訟の対象とならない旨主張するが、原告らの本件損害賠償の請求は町長の地位にある私人もまた地方自治法第四二条の二、第一項第四号にいう普通地方公共団体の「当該職員」に該当するのが相当であるから、原告の右主張は採用の限りではない。

五 原告らの被告荒川町町長に対する訴えの適否 荒川町が被告A、同荒川建設に対して前述したような損害金債権を有する以上、での長である被告荒川町町長は右両被告に対して速やかにその支払を求める管理を表第一項にいう「財産の管理をを表ある事実」に該当することが地方自治法第二四二条第一項にいう「財産の管理をある事実」に該当することは明らかである。しかしながら、一般に普通地方公共共同機関または職員が従来の態度を改め、当該怠る事実にかか可為をしようとはよる事実にかか可能性が既れている。これが可能な場合に限り許されるのであつて、その可能性が既れてかると本体において、右請求は最早その意義を失い、したがつて、これを本件に対した政階において、右請求は最早その意義を失い、したがつて、ないの利益を有しないものというべきして、被告A、同荒川町町長に対する訴えは訴えの利益をする余地はなく、したがつて、は、最早、右被告両名に対しているのする余地はなく、のといわなければない。

六 よつて、原告らの被告A、同荒川建設に対する請求はその余の点について触れるまでもなく前説示の限度で理由があるからその範囲で正当としてこれを認容し、その余を失当として棄却することとし、一方、原告らの被告荒川町町長に対する訴えは不適法としてこれを却下すべく、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条、第九二条、第九三条を、仮執行の宣言につき同法第一九六条を各適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 柿沼 久 大塚一郎 石田浩二)